

改正後

奈良県胃がん検診（胃内視鏡検診）実施要領

(略)

6. 検診実施機関

- (1) 胃内視鏡検診には、奈良県がん予防対策推進委員会が定めた検査医の資格要件を満たし、実施主体に登録された検査医が携わること
- (2) デジタル撮影が可能であること
- (3) 内視鏡器は日本消化器がん検診学会によるマニュアル等に従って洗浄・消毒が行われること。

(略)

10. 検診方法

(略)

(6) 偶発症

検診実施機関は、偶発症への備えはマニュアル等に基づいて行うものとする。検査担当医師は平素からの偶発症対策により、その健康被害を最小限にするよう努める。

偶発症の報告は、胃がん検診（胃内視鏡検診）偶発症報告書（様式11）により、検診実施機関から市町村を通じ、奈良県がん予防対策推進委員会胃がん検診部会へ速やかに報告する。

削除

(7) 記録の整備

(略)

(附則)

この要領は令和7年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は令和8年4月1日より施行する。

現行

奈良県胃がん検診（胃内視鏡検診）実施要領

(略)

6. 検診実施機関

- (1) 胃内視鏡検診には、胃内視鏡検診運営委員会が定めた検査医の資格要件を満たし、実施主体に登録された検査医が携わること
- (2) デジタル撮影が可能であること
- (3) 内視鏡器は日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2024年度版」（以下「胃内視鏡検診マニュアル」という。）に従って洗浄・消毒が行われること。

(略)

10. 検診方法

(略)

(6) 偶発症

検診実施機関は、偶発症への備えは「胃内視鏡検診マニュアル」に基づいて行うものとする。検査担当医師は平素からの偶発症対策により、その健康被害を最小限にするよう努める。

偶発症の報告は、胃がん検診（胃内視鏡検診）偶発症報告書（様式11）により、検診実施機関から市町村を通じ、奈良県がん予防対策推進委員会胃がん検診部会へ速やかに報告する。

(7) 報告

市町村は検診結果を、胃がん検診（胃内視鏡検診）受付名簿（兼）結果名簿（様式4）、また、精検対象者にとっては、胃がん検診（胃内視鏡検診）要精検者名簿（様式12）の結果に基づいて、市町村がん検診結果報告書総括表様式を作成して、毎年6月末日までに速報値を、12月末までに確定値を管轄保健所に報告するものとする（中核市は県疾病対策課に報告）。なお、要精検と判断されるのは、「生検あり」と「生検なし」のうち「再検査必要」である。県保健所は、管内市町村の市町村がん検診結果報告書総括表様式のデータを取りまとめ、毎年7月末日までに速報値を、1月末までに確定値を県疾病対策課に提出するものとする。

(8) 記録の整備

(略)

(附則)

この要領は令和7年4月1日より施行する。